

保険診療に関する審査上の取扱い － 審査連絡協議会における協議から －

社 会 保 険 部

社会保険部では、社保、国保両審査会間の審査の整合を図ることを目的として、審査連絡協議会を定期的で開催しております。令和7年2月7日に開催した同協議会において協議された事項の中から、周知が必要な項目について掲載いたします。

1 エドルミズ錠50mg（アナモレリン塩酸塩）請求時の留意点について

（1）傷病名の記載について

エドルミズ錠50mg（アナモレリン塩酸塩）の効能・効果は、添付文書上「非小細胞肺癌、胃癌、膵癌、大腸癌の悪性腫瘍におけるがん悪液質」であり、保険請求に当たっては、悪性腫瘍の傷病名のみならず「悪液質」などの傷病名の記載を必要とする。

（2）レセプトへの記載事項について

ア 本剤の効能又は効果に関連する使用上の注意において、次の（ア）に該当し、（イ）～（エ）のうち2つ以上を認める患者に使用することとされているため、投与開始に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に次の（ア）～（エ）のうち該当するものを全て記載すること。

（ア） 6ヶ月以内での5%以上の体重減少及び食欲不振。

（イ） 疲労又は倦怠感。

（ウ） 全身の筋力低下。

（エ） CRP値0.5mg/dL超、ヘモグロビン値12g/dL未満又はアルブミン値3.2g/dL未満のいずれか1つ以上。

イ 本剤の投与継続の検討を行った直近の年月日を記載すること。

2 アミノレバン点滴静注及びアミノレバン EN 配合散の取扱いについて

アミノレバン点滴静注及びアミノレバン EN 配合散の適応症に係る取扱いについては、レセプトの傷病名として、「肝性脳症」若しくは「肝硬変かつ高アンモニア血症」のいずれかの記載がある場合には、原則として認められる。

3 心不全の疑いに対する連月の脳性 Na 利尿ペプチド（BNP）等の算定について

心不全の疑いに対する連月の脳性 Na 利尿ペプチド（BNP）、脳性 Na 利尿ペプチド前駆体 N 端フラグメント（NT-proBNP）等の算定については、原則として認められない。

ただし、基礎疾患や病態等により連月の検査を必要とする場合には、必要理由をレセプトに記載することとする。

4 原発性胆汁性胆管炎診断確定後における経過観察のための抗ミトコンドリア抗体の算定について

経過観察として抗ミトコンドリア抗体を行う必要性は低いと考えることから、原発性胆汁性胆管炎

の単なる経過観察のための抗ミトコンドリア抗体の算定は、原則として、認められない。

ただし、診断確定後の経過観察において抗ミトコンドリア抗体を行う必要がある場合には、必要理由をレセプトに記載することとする。

上記取扱いを踏まえ、新潟県医師会報（平成28年11月号）社会保険部の頁「6 抗ミトコンドリア抗体について」の（2）経過観察「原発性胆汁性肝硬変の経過観察として定期的に検査をしても、その結果が治療に反映されることは少なく、短期間の頻回検査は医学的にさほど意義がないため、検査間隔は原則年1回程度が妥当と考える。」の取扱いについては、「経過観察のための抗ミトコンドリア抗体の算定は、原則として、認められない。」へ変更する。